

日本中央競馬會會報

第 73 卷 第 1 号

令和 8 年 2 月 25 日 発行

目 次

☆馬主登録 (1)

☆馬主登録取消 (2)

☆競馬会記事 (2)

令和 7 年 12 月 21 日 ~ 令和 8 年 1 月 20 日

馬主登録

登録年月日	馬主氏名	馬主登録番号	所属馬主協会
7. 12. 23	椎名 節	013508	無所属
7. 12. 23	株エステートプラン	901278	無所属

馬主登録取消

取消年月日	馬主氏名	馬主登録番号	所属馬主協会
7. 12. 23	河野孝明	012663	東京
7. 12. 23	福田賢一	012744	京都
7. 12. 24	辻助	012702	函館
8. 1. 8	西村勇	011185	新潟
8. 1. 15	小林博雄	007667	東京
8. 1. 20	中野銀十	005443	中京

競馬会記事

日本中央競馬会定款の一部を変更する件

日本中央競馬会定款（昭和29年9月16日設定）の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

附 則

この定款の変更は、令和8年3月1日から実施する。

日本中央競馬会定款 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第6条の6 経営委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、経営委員会を構成する者の総数の3分の1以上が審議すべき事項を示して経営委員会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から2週間以内に、経営委員会を招集しなければならない。</p>	<p>第6条の6 経営委員会は、委員長が召集する。</p> <p>2 委員長は、経営委員会を構成する者の総数の3分の1以上が審議すべき事項を示して経営委員会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から2週間以内に、経営委員会を召集しなければならない。</p>
<p>第17条の2 本会に、理事補佐役8人以内を置く。</p> <p>2 理事補佐役は、理事長、副理事長、常務理事又は理事の命を受け、理事長の定める事務を行う。</p> <p>3 理事補佐役は、理事長が任命する。</p> <p>4 理事補佐役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事補佐役の後任として選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 第11条の規定は、理事補佐役について準用する。</p>	<p>[新設]</p>

